

甲府市若年がん患者の在宅療養生活支援事業

甲府市では、令和3年2月から、40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる利用料等を補助するなど、在宅における療養生活を支援する事業を開始します。

◆対象者

次の項目のすべてに該当する方

- 40歳未満の甲府市民の方
- がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅生活の支援や介護が必要な方
- 他の制度において同様の支援を受けることができない方

◆支援の内容

●訪問介護サービス

- ・身体介護
- ・家事援助



●訪問入浴介護サービス

- ・居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護

●福祉用具貸与サービス

- ・車いす
- ・手すり（工事を伴わないもの）
- ・自動排泄処理装置
- ・車いす付属品
- ・スロープ（工事を伴わないもの）
- ・腰掛便座
- ・特殊寝台
- ・歩行器
- ・福祉用具貸与サービス
- ・特殊寝台付属品
- ・歩行補助つえ
- ・床ずれ防止用具
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・体位変換器
- ・移動用リフト



●福祉用具購入サービス

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分

●居宅介護支援サービス

- ・居宅サービス計画の作成

◆補助対象期間

- 事前に利用申請し、利用決定通知を受けた日以降のサービスが対象となります。

<申請窓口・お問い合わせ先>

甲府市福祉保健部健康政策課 電話 055-237-5484

FAX 055-227-5294

〒400-0858 甲府市相生2丁目17番1号

◆補助金の内容

- ① サービスを利用したときの費用額（利用料）は、介護保険制度の介護報酬に準じて算定されます。
- ② 訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具貸与の各サービスの補助金は月毎を単位として、また、福祉用具購入サービスの補助金は年度毎を単位として、それぞれ事業者を支払った費用額（利用料）のうち、下表の補助限度費用額までは50%を補助します。なお、補助金額は100円未満切り捨てです。
- ③ 居宅介護支援サービスの補助金は月毎を単位として、事業者を支払った費用額（利用料）の全額を補助します。

サービス区分	単位	補助限度費用額	補助割合	補助金の限度額
訪問介護	月	130,000円	100分の50	65,000円
訪問入浴介護	月	70,000円	100分の50	35,000円
福祉用具貸与	月	30,000円	100分の50	15,000円
福祉用具購入	年度	60,000円	100分の50	30,000円
居宅介護支援	月	-----	100分の100	-----

◆申請の流れ

1. 健康政策課に相談（電話も可）

サービスの利用を希望される場合は、事前に健康政策課にご相談ください。
相談の後、申請書類（申請書・意見書）をお渡しします。

2. 健康政策課にサービス利用の申請

- ① 甲府市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用申請書
- ② 甲府市若年がん患者の在宅療養生活支援事業医師意見書（訪問看護指示書等でも可）

3. サービス利用承認決定の通知

サービス利用承認を決定したときは、市から利用承認決定通知書を郵送します。

4. サービス提供事業者と契約・利用

- ① 居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成を依頼してください。
- ② 作成された居宅サービス計画の写しを健康政策課に提出してください
- ③ 訪問介護などの事業者と契約し、サービスの利用を開始してください。

5. サービス利用料の支払い

サービス利用料は、事業者へ全額を支払ってください。
領収書とサービス内容・金額が記載された明細書を発行してもらってください。

6. 健康政策課に補助金の請求（通常毎月）

- ① 甲府市若年がん患者の在宅療養生活支援事業補助金交付申請書
 - ② 甲府市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用実績報告書
 - ③ 居宅サービス計画の写し
 - ④ 福祉用具サービス計画の写し（福祉用具の貸与又は購入をした場合）
 - ⑤ 領収書及び明細書の写し
- ⑥ 年度単位の事業になりますので、3月までの請求がある場合は3月中に健康政策課にご連絡ください。

7. 補助金交付の審査及び支払